石川県消費者教育推進計画 改定案概要

第1章 計画の趣旨

1 改定趣旨

近年の社会情勢の変化や、国の基本方針の 変更を踏まえ、より一層、体系的・効果的な 消費者教育を推進する

2 計画の位置づけ

消費者教育推進法第10条に基づく 消費者教育推進計画

3 計画の期間

今和2年度~今和6年度までの5年間

消費者教育推進法の 基本理念(第3条)

- ・消費生活に関する知識を習 得、適切な行動に結びつけ る実践的能力の育成
- 消費者が主体的に消費者 市民社会の形成に参画、発 展に寄与できるようその育成 を積極的に支援

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- 1 消費生活相談の状況
 - ・相談件数は8千件台に増加
 - ・65歳以上の高齢者の相談割合が増加 (H30 3割超)
 - 各年代でインターネット関連の相談が多い
 - 相談内容が多様化



- ・高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応できる消費者教育の推進
- ・消費者トラブルに対応できる実践的な能力の育成

2 消費者教育に関する県民の意識 (県政モニター等へのアンケート調査より)

- ・消費者問題に対する関心は、県民の7割が「ある」と答えている
- 「消費者教育を受けたことがある」と答えた県民は2割に満たない
- ・消費者トラブルについての情報提供の充実、高齢者等の見守り強化を 望む県民が多い

【課題】・消費者教育を受ける場の充実

- ・消費者トラブルについての情報提供の充実
- 高齢者など被害にあいやすい人たちへの見守りの強化
- 3 民法改正による成年年齢の引き下げ(令和4年4月より、18歳以上が成年に)
 - ・成年年齢到達及びその翌年で相談件数が急増 (H3O 18歳29件、19歳37件、20歳70件、21歳76件)
 - →18歳、19歳の消費者被害の増加が懸念

【課題】・若年者の消費者教育の強化

第3章 消費者教育推進の目標と取組

安全安心な消費生活社会づくりの実現に参画できる消費者の育成のため、 3つの基本目標のもと消費者教育の推進の内容を示し、取り組んでいく。

【基本目標1】

体系的な消費者教育の推進

⇒あらゆる年代で消費者教育を実施 する体制づくりを目指す。















小・中・高等学校における取組

- 教材の充実、外部人材の活用支援
- ・出前講座の実施等

大学等における取組

- ・ 消費者トラブル情報の提供
- ・出前講座の実施等

地域・家庭における取組

- 消費生活情報の発信や講座の開催
- 高齢者の見守り体制の強化
- ・エシカル消費の啓発 等

職域における取組

- 従業員教育の支援
- ・外部人材の情報提供等

【基本目標2】

消費者教育の担い手の育成

- ・相談員等を対象とした担い手育成研修の実施
- ・ 消費者団体等による担い手育成の支援等

⇒様々な場で消費者教育を推進するため、担い手を育成する。

【基本目標3】

消費者教育の資源の活用

- ・消費者教育教材の作成・活用
- ・ 消費生活最新情報の収集、提供等
- ⇒消費者教育を効果的に推進するため、教材等の資源を活用する。

第4章 推進体制と検証

市町、教育機関、消費者団体等と連携・情報共有を行いながら、施策を実施する。 石川県消費生活審議会(消費者教育推進地域協議会)において、計画の検証や修正を協議する。

テーマ

重点

消実高高 強の化充

展と消費者トラブルに対応できる